

毎日の生活のためになる情報を  
たくさんお届けします!

# Information

## インフォメーション

### お知らせ



#### 狂犬病予防注射を 受けさせましょう

犬を飼っている方は、飼い犬を市町村へ登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

狂犬病とは、犬にも人にも感染し、いったん発症すると有効な治療法がなく、ほぼ100%死に至る病気です。

あなたの家族や地域の方々、また飼い犬の安全を守るため、犬には毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせましょう。

毎年4月に行われる集合注射以外にも、かかりつけの動物病院でも接種することができます。動物病院で発行された注射済みの証明書と手数料(1頭当たり550円)をお持ちのうえ、窓口にお越しください。

**問合せ先** 役場 産業環境課  
内線159・124

### 高齢者虐待を なくしましょう

#### 高齢者虐待とは

#### ●高齢者虐待とは

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし、現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、高齢者の中には、辛くても不満があっても、声を出せない方がいます。あなたの身近にもそんな方はいませんか。

●さまざまな形態の虐待があります

- 身体的虐待 殴る、つねる、蹴るなどの暴力行為
- 介護・世話の放棄・放任 必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為
- 心理的虐待 暴力や無視、嫌がらせ
- 性的虐待 性的行為や嫌がらせ
- 経済的虐待 勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為

●自覚がない場合も少なくありません

「高齢者虐待」は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。高齢者が危険な状態に陥っていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。

虐待を受けていると思われる高齢者を発見したときは、地域包括支援センターまたは役場に連絡しましょう。

**問合せ先** 地域包括支援センター

☎(442)0857

役場 民生課 内線115

### 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金

住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

#### 補助対象システム

- 住宅(店舗等との併用住宅を含む)の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連係し、かつ太陽電池の最大出力が10キロワット未満であること
- 増設する場合、既設分を含めて10キロワット未満であること
- 未使用品でないこと

- 電力会社と電力受給契約を締結すること
- 自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外)

申請年度内にシステムの運用を開始することができる方(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)

過去にシステムの設置に関し、町から補助金の交付を受けていない方

※自らの所有でない住宅にシステムを設置する場合、住宅の所有者に承諾書をもらう必要があります。

※集合住宅にシステムを設置する場合、電力会社と自ら居住する部分のみ電力受給契約を締結するときに限り、補助の対象とします。

### 補助金額

1システム当たり一律3万円

### その他

・詳細は、町ホームページをご覧ください。

・申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページ

からダウンロードできます。  
**問合せ先** 役場 産業環境課  
 内線159

## 防犯対策センサーライト 補助金

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、補助金を交付します。  
**対象** 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とし、昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

**補助金額** センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、2000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※別途購入した乾電池等の電源費用を除く

**申請方法** 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライト設置完了後、平成29年3月末日まで

に書類を添えて申請してください。  
 ※申請書は防災危機管理課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

**申込・問合せ先** 役場 防災危機管理課  
 内線151

## 「国の教育ローン」のご案内

「国の教育ローン」は、高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

**融資額** お子さん一人当たり350万円以内

**返済期間** 15年以内

**利率** 年1.9%

※母子家庭、父子家庭または世帯年収200万円以内の方は年1.5%

※固定金利(平成28年5月10日現在)

**申込・問合せ先** 日本政策金融公庫教育ローンコールセンター

☎0570(00)8656  
 ☎03(5321)8656

## 募集



### 児童クラブ指導員

**募集人員** 若干名

**資格** 健康で子どもと遊ぶのが好きな方(有資格者優遇)

**勤務日** 月～土曜(祝日を除く)

**勤務時間** 平日は、児童の下校時刻～午後6時15分

土曜は、午前8時30分～午後6時のうち5～7時間以内

学校休業日は、午前7時30分～午後6時15分のうち5～7時間以内(日曜を除く)

**勤務地** 東部、西部、南部児童クラブのいずれか

**賃金** 時給1000円以上(有資格者優遇)

**選考方法** 書類および面接

**提出書類** 履歴書、有資格者は資格証の写し

**提出期限** 10月15日(土)

**採用時期** 11月1日(火)

**提出・問合せ先** 社会福祉協議会(児童センター)  
 ☎(441)1781

### シルバー人材センター お仕事引き受けます

町内の元気なシルバー会員が親切・丁寧に作業します。

#### 主な作業内容

- ・お庭、空地の除草
- ・洋服の直し

その他のお仕事でもお気軽にお尋ねください。

**申込・問合せ先** シルバー人材センター  
☎(443)1680

### 住民課臨時雇用職員

#### 勤務日時・採用予定人員

- 月々金曜(祝日を除く)
  - ①午前8時30分～午後2時30分 (うち1時間休憩) 1名
  - ②午前11時15分～午後5時15分 (うち1時間休憩) 2名
- 交替勤務制(固定シフト制)  
1カ月15日程度

**賃金** 時給880円

**待遇** 社会保険・雇用保険なし、有給休暇・交通費・公務災害補償あり

**受付期間** 10月3日(月)～13日

(木)※土日・祝日を除く

**選考方法** 面接および書類審査

**提出書類** 履歴書(写真貼付)

**雇用期間** 11月1日(火)～平成29年3月31日(金)

**勤務内容** 住民票の写し、その他諸証明、個人番号カード等の交付に関する窓口業務/住民異動処理等その他の事務補助業務

**面接日時・場所** 10月20日(木) 役場内会議室(時間等の詳細は、後日通知します。)

**備考** パソコン(ワード・エクセル)のできる方

**申込・問合せ先** 役場 住民課  
内線117・174

**個人番号(マイナンバー)カードの受け取りのお願い**

### お願い



### 個人番号(マイナンバー)カードの受け取りのお願い

個人番号カードを申し込まれ、案内はがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼照

会書」が届いた方は、役場住民課での早急な受け取りにご協力ください。

**受取可能時間** 月々金曜の役場開庁時間内(祝日を除く)

**問合せ先** 役場 住民課  
内線174

### 猫は適切に飼育してください

#### 猫の飼い主の方へ

猫を自由に外出させている方が見られます。

- ・猫を自由に外に出せば、他人の家・敷地内に侵入し、荒らす(花壇を掘り返す、糞尿をする、台所に入る、車を傷つけるなど)
- ・ごみ捨て場で、ごみをあさることにより、衛生環境が悪化する

- ・避妊・去勢手術をしていない場合、年3回も子猫が産まれてしまう(産ませてしまう)
- ・といった、地域やご近所にさまざまな迷惑が掛かってしまうことを念頭に置いて責任を持って飼育してください。

### みんなで減らそう！ 無駄な医療費

年々増加傾向にあり今後も増えることが予想される医療費。

この医療費は、皆さんの納める保険税で賄われているため、医療費が増え続けると、皆さんの保険税の負担増につながってしまいます。

大切な医療費を無駄遣いしないように次の点に注意して、適切な受診を心掛けましょう。

- ・日ごろから健康づくりを心掛けてみましょう。
- ・定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けてみましょう。
- ・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明してくれて、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。

・急病などのやむを得ない場合を除いてなるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線170

## 赤い羽根共同募金がスタートします

10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まります。本町でも、地区総代さんや小中学校等を中心に募金活動をお願いするなど、さまざまな形で町民の皆さんに協力を呼び掛けていきますので、ご協力よろしくお願ひします。

**問合せ先** 社会福祉協議会内

共同募金委員会

☎(442)0990

## 県内の企業・事業所の皆さんへ 物流調査にご協力を お願いいたします

10月から11月に国土交通省、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の共同により、中京都市圏に立地する事業所を対象とした物流調査が行われます。調査票が送付された事業所は、調査にご協力をお願いいたします。

**問合せ先** 中京都市圏物資流動調査実施本部

☎0120(250)960

(受付時間 平日午前9時～午後6時)

## 相談



### 税理士による

### 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会

を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 10月12日(水)午後2時～4時(一人30分以内)

**ところ** 役場会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

### その他

・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

・プライバシーは守られます。

**問合せ先** 役場 税務課

内線175・176

## 休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**とき** 10月15日(土)・16日(日)

午前8時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

**問合せ先** 役場 収納課

内線120・122

## 消費生活相談

電話による強引な押し売りや、頼んでもいない商品が届いたことはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

**とき** 10月19日(水)午後1時30分～4時30分(午後4時受付終了)

※毎月第3水曜日に開催しています  
が、変更となる場合もあります。

**ところ** 役場 2階 第2会議室  
(10月のみ変更となります。)

**相談料** 無料

**申込・問合せ先** 役場 産業環境課  
内線 137

### 若年者就職相談窓口

町では、「やりたい仕事が見つからない」「就職に向けてどうしてよいか分からない」など、就職に関するさまざまな悩みを持つ若年者やその家族を対象に、あま市・蟹江町・清須市と広域で相談窓口を開設します。専門のアドバイザーが相談に応じますので、ぜひご利用ください。なお、開設場所はあま市となりますので、ご注意ください。

**とき** 10月24日(月)午後1時～4時

**ところ** あま市役所七宝庁舎  
1階相談室

**対象** 45歳未満の若年者(学生含む)またはその家族

**相談料** 無料

**定員** 3名(先着順、一人50分)

**申込方法** 相談日の1週間前までに電話でご予約ください。

**申込・問合せ先** 役場 産業環境課  
内線 137

### 無戸籍者の解消のための相談窓口

法務局および役場住民課戸籍係では、日本国民であるにもかかわらず戸籍に記載されていない方について戸籍に記載されるための手続きを案内しています。

事情があつてお子さんの出生届を出していない、お子さんを別れた夫ではなく母親であるご自身の戸籍に記載したいなど、戸籍に記載されていない事情は人によつてさまざまです。

どのような手続きをとることが最善なのか、あなたの事情を伺つて、法務局または役場戸籍担当職員と一緒に考えます。

※相談無料・秘密厳守

**問合せ先** 名古屋法務局津島支局  
☎0567(26)2423

役場 住民課 内線 173

### 10月17日～23日 行政相談週間 行政相談をご利用ください

総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆さんから苦情や意見・要望をお聞きするため「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を皆さんに知っていただき、利用いただくために「行政相談週間」を実施します。

相談は無料で、秘密は厳守されます。どうぞお気軽にご相談ください。

**とき** 10月11日(火)午後1時～3時

**ところ** 役場 2階 第2会議室  
**相談員** 行政相談委員

※「行政相談委員」とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

### ● 一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局は、次のとおり、「行政・法律なんでも相談所」を開設し、税金に関する相談、相続・離婚等の法律相談も受け付けます。相談は無料

で秘密は守られます。どうぞお気軽にご利用ください。

**とき** 10月21日(金)午前10時～午後3時

**ところ** ナディアパーク 3階 デザインホール

**問合せ先** 総務省 中部管区行政評価局 ☎(972)7415

### 行政書士無料相談会

愛知県行政書士会海部支部は、「無料相談会」を開催します。

相談料無料・予約不要ですので、お気軽にご相談ください。

**とき** 10月22日(土)午前10時～正午、午後1時～3時

**ところ** あま市甚目寺総合福祉会館

**内容** 遺言・相続・農地転用・開発申請など許認可手続き・戸籍手続き・内容証明・会社定款・入管関係

**相談員** 愛知県行政書士会 海部支部会員

**問合せ先** 愛知県行政書士会  
☎(931)4068

催し



## リサイクルフェア

八穂クリーンセンターでは、資源の有効利用を図り、再生利用を推進するため自転車や家具類のリフォーム業務を行っています。そこで、再生された完成品を構成市町村の皆さんに販売します。金額は、当日再利用用品に貼付します。併せて、環境プログラムも多数用意し、防災・減災用品の展示もを行いますので、ぜひご参加ください。

**とき** 10月16日(日)午前8時50分～正午

- ・ 申込書の配付時間  
午前8時50分～10時
- ・ 申込時間  
午前8時50分～10時15分
- ・ 公開抽選時間  
午前10時30分
- ・ 環境プログラム  
午前9時

**ところ** 海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

**対象** 海部地区在住の方で、引取期間内に再利用用品を取りに来られる方

## 環境プログラムの内容

① 八穂環境学習教室 ② 地球温暖化対策展示および体験 ③ 施設見学 ④ DVD鑑賞 ⑤ 防災・減災用品の展示等

**引取期間** 10月16日(日)～21日(金)午前9時～午後5時

## その他

- ・ 対象地区以外の方の申し込みは、無効とします。
- ・ 家具類は、必要経費(補修材料)、自転車は必要経費以外に鍵代と防犯登録料を負担していただきます。

## 問合せ先

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

☎ 0567(68)6500  
HP <http://www.atkankyo.or.jp>

## 10月の公民館ロビー展示

### 写真展

1日(土)～15日(土)

●写真同好会

### 水墨画展

16日(日)～30日(日)

●水墨画同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

## 講座・教室



### 身に付けよう応急手当 普通救命講習Ⅲ

**とき** 10月30日(日)午後1時

**ところ** 海部東部消防組合消防本部 講堂

**対象** 大治町・あま市に在住・在勤・在学の方で15歳以上の方

**内容** 小児・乳児・新生児に対するAEDを用いた心肺蘇生法、大出血時の止血法

**定員** 15名

**参加費** 無料

**受付期間** 10月10日(月)～23日(日)

**申込場所** 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

**申込方法** 普及講習受講申請書で受け付けます。(申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロード)

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

**問合せ先** 海部東部消防組合消防本部 ☎ (442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

## 広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先
津島市制施行70周年事業 ザ・ベストテンコンサート (共催:名古屋芸術大学)	10月15日(土) 午後1時30分 (開場:午後1時)	津島市文化会館	無料	津島市企画政策課 0567(24)1111 (内線2332)
第35回かにえ町民まつり	10月8日(土)・9日(日) 午前10時	蟹江町役場周辺	無料	蟹江町観光協会 (蟹江町役場 ふるさと振興課内) 0567(95)1111 (内線443)